

財政の健全化と今後の財政運営に関する緊急提言書

平成 1 8 年 8 月

四日市市行財政改革推進会議

目 次

はじめに	1
1 本提言の位置づけ	2
2 四日市市財政の現状認識	2
3 四日市市財政における今後の課題	3
財政の健全化と今後の財政運営に関する緊急提言	4

【参考資料】

四日市市行財政改革推進会議設置要綱

四日市市行財政改革推進会議委員名簿（平成 18 年度）

四日市市行財政改革推進会議・提言審議経過

はじめに

わが国の経済は、長期停滞のトンネルを抜け出し、ようやく明るい展望が持てる状況となっている。しかしながら、地方財政は、人口の減少、少子高齢化の進行する中、危機的な状況が続いており、長い景気停滞による税収減、地方交付税の削減、地方債に依存した行財政体質による借入金の増加などが、自治体共通の重大な課題になっている。

行財政改革推進会議は、これまでも厳しい地方財政の環境条件を踏まえつつ、四日市市の財政状況をチェックする中で、危機回避のための戦略的なシナリオの構築を提言してきた。

平成 13 年度の提言においては、過去の大型プロジェクトの債務償還がピーク期にさしかかること、不良債権化していた土地開発公社健全化のための起債が加わることに伴う公債費の膨張が危険ラインに達するとの警鐘を発し、可能な限り公債費を抑制して、長期的な財政構造の弾力性を回復すべきこと、地方税の伸びを期待できないとすれば歳出構造の合理化・効率化に踏み込まざるをえないことを指摘した。

また、平成 14 年度の提言においては、産業都市としての発展を目指すことによる長期的な歳入増加対策、主な公共施設の運営等の見直しによる効率的な運営と経費の節減という新たな視点からの提言も行った。

本会議での審議や提言を受けて、四日市市では、行財政改革の推進に積極的に取り組んだことに加え、持続可能な行財政運営に向けて全国のモデルにもなる独自の経営型行政運営の構築を進めていることは評価できる。

平成 16 年度から 3 年間に計画期間として実施されている、政策プラン（政策推進計画）、財政プラン（財政運営計画）、行革プラン（行財政改革計画）を三位一体に進める「行政経営戦略プラン（平成 16～18 年度）」（以下「戦略プラン」という。）は、達成すべき事項について、期限と財源と数値目標、プロセスを明確にした行政のマニフェストと言えるもので、戦略方針と政策意思決定のための経営戦略会議、目的志向・成果重視に基づく業務棚卸表によるマネジメント、財源配分方式による予算編成システムを推進エンジンとするものであり、今後もこの枠組みを継続し、必要な改善を図りながら、強化していくことが求められる。

現在、次期戦略プラン（平成 19～21 年度）の策定に着手している中において、ゼロ金利政策の解除が行われ、今後金利の上昇が見込まれること

地方債発行の自由化が進展する中、貸し手による金利のみならず地方債の引受けについての選別が始まると予測されること

その際、普通会計のみならず、企業会計、第三セクター等への保証等の隠れた財政負担も重大な関心事となること

また、夕張市において第三セクター等に関する債務から財政破綻が生じたこと

を考えると、現状の税収の伸びに安心することなく、市全体の負債状況を正確に把握し、近い将来に起きる事態を想定して抜本的な対策を講ずることが必要であることから、今回は「財政の健全化と今後の財政運営」について緊急提言を行うものである。

1 本提言の位置づけ

四日市市は、前述のようにいち早く財政の危機認識を明確にし、戦略プランに具体化した確固たるフレームワークのもと財政の健全化と安定した財政基盤の確立に向け、市全体として積極的に取り組んできた。その結果、財政の悪化に対しては一定の歯止めをかけつつある。

しかしながら、現状を見ると危機的な状況を回避できてはいない。地方交付税の見直し、外郭団体への債務保証などを含めた市全体会計の債務残高は依然高い状態にあること、市中金利の上昇等も予想されるなか債務に係る利子負担を増加させる可能性があること、少子高齢化の進展に伴う対応も加速させる必要に迫られることなど、やっと財政の健全化への道程を歩み始めたところにあって、油断や楽観は決して許されない状況が続いており、まだまだ厳しい認識のもとに可能な限り将来を見通し慎重に対処することが求められている。

財政の問題は、中長期的な視点を欠けば、深刻な世代間の不公平を生む。給付を受ける現世代が自らの責任で、自らの負担によって早急に対応しなければならないのである。将来世代に負担を先送りする構造を是正し、持続可能な行財政運営を構築することこそ、真に地域社会や市民生活の安定と安心をもたらすものであると確信する。

前述のとおり、戦略プランの最終年度となり、次期戦略プランの策定作業も本格化していることを踏まえ、四日市市財政の現状を分析した上で、真に残された問題は何か、見過ごしや先送りは許されないという強い姿勢のもと、次期戦略プランの方向性を見据え、「財政の健全化と今後の財政運営」に関する提言を緊急に取りまとめ、市長に提出するものである。

2 四日市市財政の現状認識

普通会計ベースで見た四日市市の財政状況に関する現状認識については、次のとおりである。

市税収入は平成 15 年度を底として回復基調にあり、個人市民税・法人市民税を中心に増収が見込まれる。ただし、本市の場合、法人市民税をはじめ景気動向に左右されやすい税収構造であること、また、固定資産税の償却資産の増収については、IT 関連企業等の大規模設備投資に伴うもので増収は短期間で終わると考えられることに十分に留意する必要がある。

市債については、元金償還額を上回らない範囲で市債の発行を行ったことにより残高を増大させないよう努めたこと、地方債残高・債務負担等の後年度財政負担を見据えた事業の精選などにより、市債の新規発行額は減少しつつある。ただし、平成 18 年度より地方債が許可制から協議制へ移行するなど、地方債発行の自由化が進んでいるが、この自由化は市債の発行主体たる市の裁量の余地が広がるよりも、貸し手（市場）が発行主体の信用力を評価することによって、金利のみならず市債の引受けの可否を判断することにもなると予想され、より慎重な財政運営が必要になる。また、一般会計に特別会計、地方公営企業会計を加えた全会計の市債残高は 2,465 億円（平成 17 年度末）にも達しており、特別会計や地

方公営企業会計についても、市税等で償還する部分も間接的に含まれていることを認識しておく必要がある。

歳入においては、これまでは市税の落ち込みにより自主財源比率は低下傾向にあったが、市税収入の回復や三位一体改革に伴う税源移譲等により、自主財源比率は増加の方向に転じてきている。自主財源の割合を高めることは、分権社会にとって必要な自立性を高めることになる。

歳出においては、義務的経費が増加し、投資的経費は減少している。義務的経費のうち、人件費は行革による職員数の抑制で削減に努めているものの、少子高齢化等に対応するサービスに係る費用は増加傾向にある。公債費は、起債発行の抑制で残高の減少に努めた結果、増加割合はゆるやかになってきており、平成19年度以降は減少に転じる。また、投資的経費の減少は、インフラ整備がある程度成熟してきたことによるものと考えられる。

ゼロ金利政策の解除に伴い、金利の上昇局面となってきたことから、土地開発公社等における借入れや市による新規起債等に伴う利子負担の増加が見込まれる。

人口の減少、少子高齢化に対応するため、ハード事業からソフト事業、将来世代を担う人材育成等を重視する時代に即した行政サービスへの転換は急務であり、更なる行財政改革を進める中で、歳出構造の転換を図っていく必要がある。

3 四日市市財政における今後の課題

普通会計ベースで見る限り、四日市市の財政状況は、戦略プランの期間における財政の健全化取組の成果が現れてきている。

このような現状認識を踏まえ、今後取り組むべき課題については、次のような点が挙げられる。

下水道事業など地方公営企業会計等も含めた実質公債費比率をみると、平成15～17年度の3か年平均で21.7%となっている。起債協議制に移行しても、18%以上のため従来どおり起債の許可団体にとどまることは、憂慮すべき状況である。全会計ベースで公債費を抑制するとともに、税収増に努め実質公債費比率の低下を図る必要がある。

土地開発公社など市の外郭団体の借入金については、土地開発公社の健全化計画の現状を見ると、その成果が現れてきているといえる。しかしながら、市から独立した事業体である外郭団体の借入金は、団体の責任で返済することが原則であるが、借入金の中には、市が後年度に買い取ることを前提としたり、団体の債務を市が保証する場合もある。これら借入金は、将来の市の負債とみなして連結し、市全会計の中に組み入れて管理していくことが求められる。

土地など資産の実質価値の低下に対応するため、準備金となる基金の創設なども早急に検討する必要がある。

財政の健全化と今後の財政運営に関する緊急提言

1. 人口減少、少子高齢化社会における持続可能な財政運営を旨とするべきである。今後、市が経常的に行っていくべきサービスは、少子高齢化を迎えて多様化してくる。一方で、税を負担する世代は減少する。このような時にこそ、将来世代に負担の先送りをしない財政規律を堅持することが、現世代の責務である。
2. 市債と抱き合わせで投資活動を促進させるようなことをすれば、やがて、公債費の増加となって、住民への直接的サービスである経常的経費を圧迫するようになる。もとより、公債費の増加は、将来世代への負担先送りが端的に現れた姿であることは強く認識して、バランスのとれた財政運営を図る必要がある。
3. 税収の一時的な増加は、企業で言えば、臨時収入に相当する。臨時収入は、これまでの特別損失を解消するのに充当すべきである。特別損失にあたる土地開発公社等市の負債の現状については、市は、市民に対して、かかる事態に対する説明責任を十分に果たすことを求める。
4. 地方債発行の自由化が進む一方で、今後はゼロ金利政策の解除に伴い金利上昇も予想されることにより、市の債務については利子負担を増加させることのみならず、市債の引受け等に係る信用力の低下も懸念される。そのため市全体の負債状況を的確に把握し可能な限り将来の財政状態を予測しながら、慎重に財政運営を行う必要がある。
5. 一方で、土地開発公社等の有する、負の資産に対しては、今般の臨時収入である税収増を、正の資産として積み立てるなど、中長期的な視点に立った計画的な財政運営と財政規律の堅持を求める。

【参 考 資 料】

四日市市行財政改革推進会議設置要綱

四日市市行財政改革推進会議委員名簿

四日市市行財政改革推進会議・提言審議経過

四日市市行財政改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の行財政改革の推進に資するため、四日市市行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 推進会議は、四日市市行政経営戦略プランに基づく行革プラン（行財政改革計画）の推進状況等について説明を受け、その推進方策や本市の今後の行財政改革のあり方等について意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、10人以内とする。

2 委員は、市政について広く識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、推進会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 前項の場合において、職員は推進会議に対して積極的な協力を行い、その成果を高めるよう努めなければならない。

第7条 必要に応じて推進会議に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから市長が、委嘱する。

3 特別委員は、会長の求めに応じて推進会議に出席し、意見を述べるすることができる。

4 第3条第3項の規定は、特別委員に準用する。

(専門部会)

第8条 推進会議には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、推進会議の委員の互選により選出する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、経営企画部行政経営課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日告示第97号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

四日市市行財政改革推進会議委員名簿（平成 18 年度）

（五十音順、敬称略）

[氏 名]	[職 業 等]
イナザワ カツヒロ 稲 沢 克 祐	関西学院大学専門職大学院教授
オオヤチ ナオト 大矢知 直 登	(株)マイクロキャビン社主
カシマ ヒロシ 鹿 嶋 洋	三重大学人文学部助教授
ナガタ テツオ 永 田 哲 夫	税理士
ニシワキ ジュウロウ 西 脇 壽 郎	1級建築士、特殊建築物調査資格者
ハヤシ ヤスコ 林 や す 子	女夢(はばたき)代表
フジタ ミチコ 藤 田 倫 子	フリーアナウンサー
マルヤマ ヤスヒト (会長) 丸 山 康 人	四日市大学総合政策学部教授
ヤマジ イチロウ 山 路 一 郎	元会社役員

四日市市行財政改革推進会議・提言審議経過

第1回（平成18年7月31日）

- ・ 会長及び副会長の選出
- ・ 平成18年度行財政改革推進会議の運営方針について
- ・ 財政の健全化と安定した財政基盤の確立について

第2回（平成18年8月24日）

- ・ 財政の健全化と安定した財政基盤の確立について
- ・ 財政の健全化と今後の財政運営に関する緊急提言書（案）の作成、まとめ

市長報告（平成18年8月28日）

- ・ 財政の健全化と今後の財政運営に関する緊急提言書 丸山会長より市長報告